(一) マザーズハローワーク事業の拡充等

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充し、地方公共団体等の子育て女性を支援する関係機関との連携により、保育所その他の子育て支援サービスに関する情報等を提供するとともに、個々の求職者の希望を踏まえた職業相談・職業紹介を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援サービスを提供する。また、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、母子家庭の母等の支援機関に出張して行う職業相談、託児所付きセミナー等を実施するとともに、都道府県労働局、地方公共団体、事業主団体等により構成する「子育て女性等就職支援ネットワーク」を強化し、地方公共団体の就業支援施設や子育て支援施設等との連携を強化する。

さらに、各公共職業安定所において、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者に対しては、託児サービス付きの職業訓練について情報提供を行い、積極的な受講あっせんに努める。

(二) 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

厳しい経営環境の中にあっても、公正な処遇は確保されるべきものであり、また労働者の就業意欲を支える基本となるものであることから、労働者が性別により差別されることなく安心して働くことができるよう、均等な取扱いの徹底を図る。さらに、妊娠・出産、産前産後休業の取得等を理由とした不利益取扱い等の相談があった場合は、丁寧に対応し、相談者にとって最も適切な方法により紛争の円滑かつ迅速な解決を図るとともに、法違反が認められる場合には事業主に対し、迅速かつ厳正な指導を行う。

また、企業における労働者の男女格差の解消のための積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、必要な助言を行うとともに、積極的な情報提供を行う。

(三) 仕事と家庭の両立支援対策の推進

平成二十一年六月に改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）の周知徹底を図るとともに、育児期、介護期も離職せずに継続して就業できるよう、地方公共団体と連携しつつ、職業生活と家庭生活との両立の重要性について理解を深めるための意識啓発を実施する。

また、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに対しては厳正に対処する。

四　地域・産業等に着目した雇用創出

現在、我が国が人口減少というこれまでにない局面に直面する中、成長を持続させるとともに生活の質を高め、活力に満ちた経済社会を築くためには、成長力強化のカギとなる生産性を向上させ、我が国の高い潜在力を遺憾なく発揮することが不可欠な状況となっている。

最低賃金の引上げによる影響が予想される中小企業については、その生産性の向上を早急に図る必要に迫られている。このため、中小企業が、成長力の底上げを図る上で基盤となる人材を確保するとともに、職場への定着を円滑に進めていくことが重要かつ喫緊の課題となっており、これに向けた取組に対する支援を実施することが必要である。

介護、医療、農林、観光、環境等は、今後の厳しい雇用失業情勢下においても、他産業に比べて成長が期待される分野であり、これら成長分野における雇用機会の創出及び人材の確保・定着等を図ることが極めて重要である。

また、雇用失業情勢は全国的に厳しい状況にあるが、地域別にみると特に厳しい地域があるなど、依然として地域差がみられる。このような状況に対応するためには、中長期的な課題として、従来から雇用失業情勢が厳しい地域において自発的な創意工夫により、都道府県等の地域振興施策や産業振興施策と相まって、将来に向けた雇用機会の創出に取り組んでいくとともに、当面の対策として、現在不足している雇用機会を緊急に創出することが必要である。このため、雇用創造に向けた意欲が高い地域における取組に対する支援を強化するとともに、地域における当面の雇用機会の創出等に取り組むことにより、地域の雇用創出を効果的に促進する必要がある。

(一) 雇用情勢に対応した地域における雇用機会の創出（一部再掲）

厳しい雇用失業情勢が続く中、引き続き各地方公共団体において、都道府県に造成した基金を基に、緊急雇用創出事業により離職者の一時的な雇用機会の確保を図るとともに、ふるさと雇用再生特別基金事業により地域における継続的な雇用機会の確保を図る。

また、介護、農林、観光、環境、地域社会雇用等成長分野として期待されている分野における雇用機会の創出及び人材の育成を推進するため、都道府県に造成した基金を基に、各地方公共団体において、重点分野雇用創造事業を実施する。

各都道府県労働局及び公共職業安定所においては、重点分野を始めとした各分野における全国的な取組の事例紹介や必要な助言を行うことにより、特に市町村における積極的な事業計画の立案を促すとともに、公共職業安定所に提出された求人の円滑な充足を図り、都道府県及び市町村と連携して、地域の実情に応じた雇用機会の創出を推進する。

(二) 中長期的な視点に立った地域雇用対策

地域の関係者がその創意工夫を活かした上で自発的に行う雇用創造のための取組を支援する地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）や、これと併せ、より効果的な雇用創出を図るべく創設された地域雇用創造実現事業及び雇用創造先導的創業等奨励金を利用して、地域振興に求められる人材の育成による雇用創造を推進していく。これらの事業の未実施地域においても、地域における自発的な雇用創出のための取組を促し、新パッケージ事業等の実施地域の拡大を図っていく。

また、二十一道県については、道県ごとの重点産業分野において創業を支援する地域再生中小企業創業助成金が、雇用促進地域については、地域雇用開発助成金が設けられていることから、都道府県、都道府県労働局及び関係団体等が連携して、これらの施策を活用して創業等を支援する。

(三) U・Iターン希望者に対する支援

受入地に当たる地域の都道府県労働局においては、道府県と連携の下、提供された地域の生活関連情報やU・Iターンに資する未充足求人情報等の取りまとめを行った上で、地方就職支援コーナーが設置されている労働局に対し、情報提供を行うとともに、道府県にも必要な情報を提供する。地方就職支援コーナーにおいては、提供された情報等を活用し、地方就職希望者に対するきめ細かな相談援助や職業紹介を実施する。

(四) 介護労働者等の確保・定着（一部再掲）

福祉・介護分野における公共職業安定所のマッチング機能の強化を図るため、各都道府県労働局及び公共職業安定所は、きめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん、求人者への助言・指導等を実施するほか、介護関係助成金等の各種制度について、求人・求職者の実情に応じた情報提供を徹底することにより、その活用を促進する。また、雇用管理の改善に取り組む事業主等を支援するため、次の施策を介護労働安定センター、福祉人材センター及び都道府県の関係部局等と連携しつつ効果的に実施し、福祉・介護労働者が意欲と誇りを持って働き続ける環境づくりを積極的に推進するものとする。

ア 「働きながら資格を取る」介護雇用プログラムの実施

都道府県等において介護施設で働きながら無料かつ有給で介護福祉士やホームヘルパー二級等の資格を得るための講座を受講できる「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム」を実施するため、本プログラムの周知を図る。

各都道府県においては、これらの施策について、社会福祉協議会等の介護関係事業主団体等に対する積極的な周知のほか、各都道府県労働局等の関係機関との連携及び協力を行う。

イ 介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実

ａ 介護人材確保定着等支援助成金

雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者（訪問介護員（一級）等の資格を有し、実務経験が一年以上ある者等）を雇い入れた場合に助成する。（介護基盤人材確保等助成金）